

綾瀬市消防業務対策検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防業務対策検討委員会の設置、組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新型インフルエンザの発生、地震等の大規模な災害の発生等により、消防業務全般において、本市消防が業務を維持継続するための対策及び検討を行う綾瀬市消防業務対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ発生時の対策に関する事項
- (2) 地震等の大規模な災害の発生時の対策に関する事項
- (3) 人員配置及び資機材の確保等の対策に関する事項
- (4) その他消防長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、消防総務課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、消防署長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消防総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	職 名	備 考
1	消防総務課長	委員長
2	総務担当主幹又は総括副主幹	
3	警防担当主幹又は総括副主幹	
4	予防課長	
5	予防担当主幹又は総括副主幹	
6	消防署長	副委員長
7	副署長	
8	管理担当主幹又は総括副主幹	